

まちなか居住推進事業補助金 (雁木通りの街なみ形成支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

歴史的な街なみの保存及び継承を図り、良好で魅力的な街なみを形成するため、修景事業に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内に住宅等を所有していること
- 市税を完納していること

補助対象経費

- ・ 雁木及び雁木下の歩行面の整備費、修景費、除却費
- ・ 外観（道路に面する部分に限る）の住宅等修景費、建築設備等修景費
- ・ 屋根の住宅等修景費

補助額、補助率

- ・ 修景事業に要する経費の5/6（1,000円未満の端数は切り捨て）
- ・ 雁木及び雁木下の歩行面に係る整備費、修景費の補助上限額は30万円/m

事業要望

- ・ 補助金の申請を予定する人は、建築工事等に着手する年の前年5月31日までに、事業要望書（別記第1号様式）を提出してください。

事業要望に必要な書類

- ・ 補助金事業要望書（別記第1号様式）
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し
- ・ 住宅等の所有者が分かる資料（資産証明書等） など

留意いただくこと

- ・ 施工業者に発注して実施する修景事業が対象になります。
- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 交付決定は、予算の範囲内及び事業要望額の範囲内となります。
- ・ 詳細は、交付要綱及び事務取扱要領をご確認ください。

事業要望から支払いまでの流れ

申請者

市長

(工事の前年度)



(工事の施工年度)

